

平成30年11月鳥取県定例教育委員会

日時 平成30年11月22日(木)
午前10時～午後0時30分

1 開 会

○山本教育長

ご起立ください。ただいまから平成30年11月定例教育委員会を開会します。

一同、礼。

着席ください。

それでは、最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

2 日程説明

○片山教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項14件の合計16件となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。

11月に入りまして、会議等いろいろ出席しているところですが、11月1日には、新しいメンバーによる教育審議会の全体会合を開催しまして、検討中の新しい教育振興基本計画、あるいは夜間中学、学力向上対策等について、今の概要を説明し、意見交換を行ったところです。教育振興基本計画の中で今回少し打ち出しをしている「自己肯定感」について、結構いろんな意見が出まして、定義をまずしっかりしておくべきではないかといったことですか、各年代ごとの取組みというものシリーズ的にしっかりと考えていく必要があるのではないか、特に幼児段階というのが重要ではないかといったような意見が多く寄せられていまして、こうした意見を踏まえながら、これからいろんな事業等を考えるに当たって、検討を進めていきたいと思ひます。

11月2日には、市町村教育長にお集まりいただき、来年度予算編成の中で検討中の施策ですとか、これも新しい教育振興基本計画等について、概要を説明して意見交換を行ったところです。市町村も学力向上を含めていろいろお考えを持っておられ、ただ、連携して取り組んでいきたいと思いますというところは、この中でしっかりと確認させていただきました。より連携してスピード感を持って対応していければと考えているところです。

11月10日には、PTAの指導者研究大会がありまして、これは教育委員としてではなくて、鳥の劇場の関係者として中島委員にも御講演ならびにワークショップの指導などもいただきました。PTAの皆さんは最初少し戸惑いも感じられていたようですが、非常に有意義な時間が過ごせたという感想でした。ありがとうございました。

11月12日には、県の小中学校校長会と意見交換をさせていただいております。いつもは各市町村教育委員会を通して、学校現場と対話するという形ですが、これは、県が直接学校現場と意見交換ができる非常に貴重な場となっており、やはり優秀な人材確保のところに皆さん危機感を持っておられ、志願倍率が下がってきているというような辺り、採用試験でいろんなことを考えていくべきだというような御意見や、具体的な提案などもいただいております。そうしたことをできるだけお互いの中で取り入れていける部分を入れていくといったようなことですか、あるいは部活動に焦点を当てた働き方改革についてご提言をいただいたところです。それらを踏まえてこれも検討していきたいと思っております。

11月13日には、国民体育大会の開催要望ということですが、9月県議会で国体を2033年に誘致しようという決議がなされたことを受けて、平井知事あるいは中永県体育協会会長とともに、日本スポーツ協会あるいはスポーツ庁長官のところへ要望活動を行ったところです。併せて文部科学省に出向きましたので、今、国の補正予算を受けて小中学校のエアコン整備について予算配分等が進められていますが、県内の市町村が計画している事業が全て実施できるように、しっかりと予算配分してくださいという要望もこの度行って参ったところです。

11月14日には、昨年度決算に係る定期監査結果の報告がありました。事務的な部分の指摘も何点もあり、そうしたことを抜かりなく対応できるように進めて参りたいと思っておりますが、教育関係ではかねてより先進的な取組みとして行ってきました少人数学級ですとか、エキスパート教員認定制度について、導入から一定期間が経過しているということで、多角的な見地からその効果を総括し、導入目的の達成に向けて更なる推進施策を検討するよという指摘をいただいたところです。学力面あるいは不登校の面、そうしたところで数字的に芳しくない傾向も見られるところですので、こうしたことも一方で踏まえながら、この少人数学級あるいはエキスパート教員の認定制度もしっかり検証するとともに、施策効果が上がるように取組んでいきたいと考えております。

11月17日には、大山青年の家が40周年を迎え、県議会の議員が11名もお祝いに駆けつけるなど盛大に関係者にお集まりいただき、お祝いをすることができました。

また、この日、青谷上寺地遺跡の出土人骨のDNA分析についての中間報告という形で、国立科学博物館の篠田副館長においでいただき、報告会を開催しました。青谷の支所に130人も集まってかなり盛り上がったところですが、今回は母系の方だけが調べられ、普通30体ぐらい分析すると、ある程度一定の家族的な傾向といいますか、一人のお母さんから何人か子どもが産まれるというまとまりがあるのが普通だけれども、今回はほとんど違うものが出てきていて、それは集落の人間というよりは、どちらかというと都市型でいろんなところから集まってきている人間の骨がそこで出てきているのではないかということとして、そうしたことについて、更にそれが渡来系の人のDNAだということまで分かっており、今後日本人のルーツを解明する手がかりが得られるのではないかということで、多いに期待感が膨らんだという状況です。私からの一般報告は、以上です。

4 議 事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は若原委員と鱸委員にお願いします。
まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

5 議案の概要説明

○森田次長

議案第1号は、平成30年度末公立学校教職員人事異動方針等についてです。これは、30年度末の人事異動方針並びに異動の取扱要領についてご審議いただくものです。

議案第2号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問ということで、文化財4件を県の指定保護文化財に指定することについて審議会へ諮問を行うものです。よろしくをお願いします。

○山本教育長

それでは、議案第1号について、担当課長から説明してください。

議案第1号 平成30年度末公立学校教職員人事異動方針等について

○國岡教育人材開発課長

平成30年度末公立学校教職員人事異動方針等ですが、全校種共通のものです。広く全県的視野から次の方針で人事異動を行うということで、7項目を掲げております。7番目の一部文言整理については、米子市立養護学校が県立に移管されたことに伴い、特別支援学校の文言を抜いたものです。

次の県立学校に関する人事異動の取扱要領です。新旧対照表があり、変更点についてアンダーラインを引いていますが、左側が30年度末、右側が昨年度末のものです。まず、教頭人事ですが、ここは特別支援学校において今回から校長試験を無くして教頭試験一本にしており、そのための言葉の整理です。次の教職員人事ですが、県立高等学校重点校制度という言葉を入れています。これは今年度から具体的にその制度がスタートしていますので、学校の特色化をより推進するために、この重点校制度という言葉を取扱要領の中に入れたものです。

次の特別支援教育の推進のための措置ですが、特別支援学校、小・中・義務教育学校、高等学校との相互の人事交流及び特別支援学校教諭免許状の所有を促進するという一方で、「相互の」ということで、特別支援学校に行く異動だけでなく、特別支援学校から他の校種に異動するという、そこも強調した文言にしました。次のアンダーラインが引いてあるところですが、琴の浦高等特別支援学校もでき、そちらでは就職指導など高等学校の専門家のノウハウを取り入れる必要があります。また、高等学校においても、今年から智頭農林と米子白鳳で通級指導教室が始まったり、来年度は倉吉総合産業高でも始まりますし、特別支援教育の高等学校におけるニーズというのもありますので、より人事異動を活発化したいという趣旨です。特に、高等学校と特別支援学校の相互の計画的な人事交流を積極

的に促進するとともに、それで異動した者の元の校種への異動は十分に配慮するものとして
います。カッコで「原則として3年以上交流後の学校で勤務した者の異動」ということ
を入れております。今までは校種間の異動というのは原則として6年程度の異動を促進す
るとしていましたが、6年間は長いという感じもありましたので、3年以上勤務した者に
ついては、戻りたい希望があれば、それは考慮した形で異動してもよいと考えていますの
で、その文言を入れ、より促進したいと考えております。

小・中・義務教育学校の人事異動取扱要領の変更点としては、特別支援教育推進の目的
に「免許状の取得を促進する」という言葉を入れたこととなっています。説明は以上です。

○山本教育長

それでは、議案第1号について、質疑および討論を行っていただきたいと思いますが、
委員の皆さんで、何かご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。

○中島委員

一番初めの平成30年度末の人事異動方針の共通の7番で、微妙に「内申を尊重して行
う」と「内申に基づき行う」と、この書き分ける意味って何があるんでしょうか。今まで
もそうだったと思うんですけど、ふと思いました。

○國岡教育人材開発課長

「尊重して行う」というのは、複数の市町村間の人事も絡んできますので、必ずしも内
申どおりにはいくことができないですが、後半の「ただし、同一の市町村」はその市町村
内の話なので、その通りに行うと。どの範囲で行うかという違いです。

○中島委員

ケースが若干違うということですか。分かりました。

○山本教育長

その他いかがでしょうか。では、特に異論等がないようですので、議案第1号は原案の
とおり決定といたします。

それでは議案第2号について、関係課長から説明をしてください。

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中原文化財課長

鳥取県文化財保護審議会への諮問ですが、文化財保護条例第44条第1項の規定により、
以下の4件の保護文化財指定について、文化財保護審議会に意見を伺うものです。1番2
番は絵画でして、鳥取市用瀬にある大安興寺の所蔵で、鳥取市指定有形文化財になってお
り、現在は県立博物館に寄託されている仏画2点です。一番目の「絹本着色 愛染明王

像」は、作風や絹の目の状況などから非常に古いものでして、13世紀後半に作成されたものと考えられます。愛染明王像ですので、顔は三つ目で、六本の手があって、真言宗の憤怒像という形のものですが、台座の蓮弁や光背部分には截きり金がねが施されて、よく見ると非常に綺麗な仏画ということになります。本作品は、この時期の仏画が少ない当県にとって、貴重と考えます。

2番目の同じく保護文化財の「絹本着色 三宝荒神像」は古い様相を大変持っておりますが、岩坐や下方に描かれる馬の表現などから鎌倉時代後期と想定されるものです。同じように憤怒像で身体は赤く表現されているもので、鎌倉時代までさかのぼる三宝荒神像というのはこれ以外に例がないということで、大変貴重なものです。

3頁は同じく保護文化財の「宮本家文書」で、米子市の商家であった宮本家に伝来した文書群です。一時期、県外に出ておりましたが、現在、県立博物館に寄贈されているものです。近世の文書もありますが、特筆すべきは、宮本氏と姻戚関係にあり、戦国時代に西伯耆を中心に活動しました村上氏ともいいますが、福頼氏に関する文書群からなります。これらは周防の大内義隆であるとか、安芸の毛利輝元、あるいは吉川元春、小早川隆景といった戦国時代の武将の西伯耆で活動する福頼氏に対する発給文書という形の文書が含まれており、中世の鳥取県を知る上での貴重な資料です。写真を付けていますのは吉川元春が福頼左衛門尉に対して、河原山の合戦で功績があったということを記した文書ということです。

4頁目は、境港の庄司家住宅です。庄司家は、境港の渡町の旧家として、江戸時代後期以降に大庄屋を務めた豪農です。大変広大な敷地を今でも持っており、渡の大火で消失した後、天保4年の建築と伝わる主屋や元治元年に、これは鳥取藩主が巡視をした際にわざわざ建てた茶座敷というのが残っておりまして、江戸時代末期から近代にかけて建てられたと思われる離れや土蔵、馬屋など屋敷構えが全てよく残っているというところです。主屋とこの茶座敷の間には、県内では珍しい枯山水の庭園が築かれており、既に県の指定の庄司家庭園として名勝指定をされているものです。江戸時代後期から近代にかけての屋敷構えが庭園とともに一体となって保存されており、歴史的価値を有すると考えております。以上、4点についての指定について、審議会に諮問したいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本教育長

それでは、議案第2号について、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。特に異論等はないようですので、原案のとおり決定といたしたいと思います。

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思います。まず、報告事項ア～キについて、説明してください。

5 報告事項

報告事項ア 市町村（学校組合）立学校教職員人事について

○國岡教育人材開発課長

市町村（学校組合）立学校教職員人事については、小学校教頭で昇任する件ですが、瑞穂小学校の教頭が9月4日に病気により死亡退職されました。これに伴う内部での昇任となります。9月4日から期間が経っているわけですが、昇任される方が担任をされていたので、その代替りの職員を探すのに2カ月以上かかったということです。

報告事項イ 平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

○徳田高等学校課長

平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項についてですが、例年作成しています実施要項に関して、平成31年度入学生版を作成し、10月末から11月にかけて、県内の東・中・西部の各地区で、中学校及び高等学校の先生方に説明会を開催したところです。入試の主な日程については、推薦入学者選抜を2月13日、一般入学者選抜を3月6日・7日の2日間で実施する予定にしています。そして、今年度は新たに、インフルエンザ等で一般入試を欠席した受験生に対する追検査というのを予定しており、3月12日に行う予定としております。

また、要項の内容の主な変更点ですが、三つあり、一つ目は推薦の各学校の推薦要件を表にして掲載したこと、二つ目として、県外募集に関する規則改正を行いましたので、その変更点を含めた内容を掲載したということ、そして三つ目として、今年度新たに実施する追検査について掲載をしたということが大きな変更点です。

この実施要項は、現在ホームページでも公開しており、広く周知を図っております。今後はこの実施要項に基づき、各学校とも連携を図りながら、中学生が自分の力を十分に発揮できるような高校入試を今年度も実施して参りたいと考えているところです。

報告事項ウ 県内文化財の新規国登録について

○中原文化財課長

県内文化財の新規国登録ですが、11月16日に国の文化財審議会で、鳥取市鹿野町鹿野の石尾家住宅の主屋、土蔵、門及び塀の3件について、国の登録有形文化財として登録するよう文部科学大臣に答申がありました。石尾家住宅については、鹿野のお城跡から少し外れたところですが、街道沿いに大変良いたたずまいの建物が残っており、こうしたものについて一括登録になったところです。油屋という屋号を持っておられ、江戸時代から続く商家となります。

報告事項エ 青谷上寺地遺跡出土人骨DNA分析中間成果報告及び青谷上寺地遺跡第18次調査の成果について

○中原文化財課長

青谷上寺地遺跡出土人骨DNA分析中間成果報告及び青谷上寺地遺跡第18次調査の成果について報告します。DNA分析の中間報告については、教育長の方からも詳しくご報告がありましたので、あまり付け加えることもないんですが、篠田副館長が非常に詳しく「DNA分析というのは、どういう経過をたどって、どういうものなのか」ということを御説明いただいた上で、現在行われている青谷上寺地遺跡の人骨のDNA分析についても説明いただきました。

内容については、添付している当日のカラーの資料が14頁にありますが、簡単に申しあげますと、右側に人骨の横書きの図があり、その左側の図の説明、東アジアのところ少し色が付けて記号が打ってありますが、見ていただきたいのは左下の円グラフです。その円グラフの中で左下に縄文系と打ってM7a3%というのがあります。これが上の方の地図の日本列島の中に打っていますM7a N9bという遺伝子の特徴のある二つのグループですけれども、これが縄文系の元々日本列島にいた縄文系の人たちのDNAのグループでして、それが今回分析した中でたった一体しか見つからなかった。32体のうち1体しか見つからなかったということで、本来であれば弥生時代後期ですから、20%から30%ぐらいは縄文系と渡来系が混血をして、縄文系のものであるはずなんですが、たった一人しか見つからなかったということで、ほとんどが渡来系であると。しかも先程教育長が申しあげましたように、その残る渡来系のグループが非常にバラエティーに富んでいるということで、長年定住している集落だともうちょっとこれが淘汰されて少なくなるんですけど、それがバラエティーがあるということで、都市型といいますか、いろんなところから人が集まっている状況というのが見えてくるのが、今回のミトコンドリアDNA、細胞質の中に含まれる固形のDNAの全貌から見るところです。

戻っていただき、今後は核のDNAの分析になります。核のDNAはかなり情報が多くありまして、たぶん5体ぐらいはできるんじゃないかと篠田先生は言っておられましたが、そこからいろんな個人の特徴とか父方の方のDNAの特徴が見えてくるのではないかと思います。それらについては、3月2日の第3回鳥取弥生の王国シンポジウムを開催することとしております。その中でその段階での研究成果が報告いただけると考えております。

次に青谷上寺地遺跡の第18次発掘調査の成果、中間報告会の午後に現地説明会も行いましたが、新聞報道等にもありましたように、今回は写真1という図の方にありますけども、中心域の一番北側の古い青谷湾に推定範囲に接するところを発掘しております。こちらのところから海に近いところの様相が見えてくるだろうと考えておるんですが、現在までの調査では、青谷上寺地遺跡の最盛期の終わりの段階である弥生時代の終末期・3世紀時代の出土を中心に土手であるとか、溝の護岸をするとか、かなり丁寧な土木工事を繰り返し行っていることが明らかになりました。北側になればそんなに無いのかなと思っただけですけど、結構出てきたということですので、これだけ大きな造作をしているということは、期待される場所としては、いわゆる港湾施設の一部である可能性というのも今後追

求していけるのではないかと考えております。現地説明会には110名のご参加をいただきました。

報告事項オ 麒麟獅子舞調査成果の発信について

○中原文化財課長

続いて、麒麟獅子舞調査成果の発信ですが、因幡地域に広く広まっている俗に言う麒麟獅子舞については、平成26年から29年の4カ年にわたって調査を行い、詳細な調査報告を29年度末に刊行したところです。こうした成果を広く県民の皆様にご覧いただきたいということで、県立生涯学習センターあるいは鳥取市文化センターと連携して、連続講座・ワークショップ、バスツアー等を開催しました。最初に生涯学習センターのふるさと再発見生涯学習講座と連携し、子ども麒麟獅子舞が集結して「麒麟獅子は格好いい」としてワークショップを行いました。先日、文部科学大臣表彰を受けられた宇倍神社の麒麟獅子舞さんの話なども聞きましたが、やはり後継者育成ということが大きな課題となっておりますので、こちらのワークショップでは立川町3丁目子ども麒麟獅子舞保存会さんをはじめ、たくさんの頑張っておられるところに集まっていただき、智頭農林高校の郷土芸能部の皆さんに演技とかの指導をいただくような形でワークショップをして今後の盛り上がり、あるいは後継者育成につなげていきたいと考えておりました、大変好評でした。

続いて、今に息づく麒麟獅子舞のルーツの魅力を探るということで、これは広く県民の皆様を対象として、バスツアーを行いました。秋にお祭があります岩坪神社、大和佐美命神社等を巡りまして、実際に祭りの中で上演されている麒麟獅子舞あるいは門付けなどを行っている様子などを見ていただくような形で、麒麟獅子舞の実際に接していただく機会を持ち、こちらも大変ご理解いただけたと思っております。その二つが6月頃には市民大学の特定講座ということで連続講座なども行っております。今後とも郷土芸能も後継者育成あるいは普及啓発に向けてこういう事業も展開していきたいと思っております。

報告事項カ 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要について

○田中理事監兼博物館長

先般11月20日に、美術館の関係のPFI事業の関係で受注者選定審査会を開催しました。まず、審査会委員ですが、林田さんをはじめそこに記載の9の方に就任いただいております。委員の特色としては、林田さんや衣笠さんはこれまでも基本構想の検討の中で関わってきていただいておりますし、山梨さんという国立国際美術館館長はPFIを初めて導入したときの神奈川県立近代美術館葉山館の館長でいらっしゃったということで、少しPFIにも造詣があるということです。さらに、佐治さんというのは全国の都道府県の地方自治体の美術館の横のつながりであります美術館協議会の理事も長らくしておられ

るということで、その知見を期待して就任いただいております。それから堀越さんですが、芝浦工業大学建築学部長として、横浜美術館であるとか、札幌のモエレ沼公園美術館の設計を手がけられたということで、美術関係の設計にも造詣の深い方といった方々にメンバーになっていただいております。

議題ですが、今回は入口ということでいろんな議論というよりは、こちらの方が説明することの方が多かったかなと思いますが、かなり理解を深めていただいた上で様々な意見をいただけたと思っております。

主な意見に入る前に、少し資料を説明させていただきます。右肩に資料2と書いてあるものの表題に「鳥取県立美術館整備の検討状況について」とあるもので、前段はこれまで何度も説明してきた整備基本計画の概要として、「施設整備計画(2)」ということで面積の部分で少し議論がありました。これは全体でほぼ1万㎡の規模でという中で、いろんな部屋の面積を想定面積ということを細かく示したのですが、各部屋、例えば常設展示室が何㎡であるとか、収蔵庫が何㎡と、割と細かく書いているところです。これに対していただいたご意見としては、基本計画の諸室の規模としては少し狭い部分があるなど感じる部分がある、これは施設全体で考えればいいことでもあるので、諸室の面積をあまり細かく表現して、それを事業者に示す、いわゆる仕様書のようなものにそこまで細かく書きすぎると、事業者側の自由な発想での提案というのが少し制約されるんじゃないかなといったようなことがあり、要求水準書というものをこれから作るんですが、そのときに書く上で少し工夫が要るんじゃないかと。要はメリハリが大切で、例えば収蔵エリアのところについては、美術作品をしっかりと収蔵するためにしっかりとした造りである必要がある。例えば空調関係なものが入る部分ですが、一般的な事務エリアみたいなところに、そういう高い水準を求める必要はないので、その辺のメリハリというところは、しっかりと民間事業者が理解して提案してくれるような、そういう出し方をすべきではないかなといった御意見もいただいております。その他にもいろいろと書いてありますが、例えば、ユニークベニューをするのであれば、ある程度エントランスエリア辺りに大きな面積が必要だと。その辺も事業者が自由な形で提案できるようにすべきではないかといったようなご意見。物理的な根拠に基づいたものだと良いが、提案を制限してしまうようないろんな前提条件をつける重要性は低いので、民間業者の創意工夫が発揮できるような枠組みが欲しいというようなご意見をいただいております。

それから官民連携のことですが、今度は資料3と書いてある「「未来をつくる美術館」の基本スキームと事業者選定方法について」というのがありますが、事業者を選定方法等をどのような枠組みで行ってもらうのかといったことを説明した資料となります。事業内容としては、PFIで行うということで、その施設の概要規模だったり、事業方法としてPFIのBTO方式でやるといったことが、事業期間として20年間を想定しているということを説明させていただきました。この20年間というのは施設設備で5年、館の運営で15年といったことを設定しておりますし、その事業の範囲として、民間業者側が行う業務と県側が行う業務をこう考えているといったようなこと、それから事業スケジュールということで説明させていただいております。ここの中で少し議論がありましたのは、官民連携ということで、学芸部門は県の学芸員がやるんだけど、民間との連携という

ことで、いろんな配慮・工夫が要るんだよという御意見をいただいています。官民連携双方の協力が成功するためには、細かく業務を分担させることではなくて、そこにいる人間同士がしっかりタッグを組んでやることということが重要なんだといった意見をいただきました。それから展示室の位置付け辺りも、いわゆる芸術作品の展示室と県民ギャラリーとでは、求められる機能が違うので、動線とか管理方法で少し工夫があると。その辺が評価のポイントだという御意見もいただきました。民間との施設連携については、他施設の状況もよく確認しながら上手に連携してほしいと。実は発言されたのは、美術館の館長ですけれども、他の都道府県美術館でなかなか官民連携がうまくいっていないような事例をご承知で、それをイメージされながら言われたものですから、こういったような発言もあったということです。

それから、事業者選定のプロセスというところで、資料3の27頁をご覧ください。事業者選定についての「とっとり美術館方式」というのを今回提案させていただきました。PFIという事業でやる場合は、一般的に真ん中の太い破線がある提案審査書類の受付、ここからの作業が一般的なPFI事業で事業者を選定していく流れです。提案書を受けたら審査会で審査をクローズドでやって、ある意味一発で最優秀の事業者を決めてしまうということですが、その前段に県民の理解であるとか、県民に情報を提供する意味で公開プレゼンのような形ものを審査の前段の作業として入れるといったそういうやり方のチャレンジを少し考えたいということで提案させていただきました。そういうことで県民の理解を深めながら進めて参りたいという思いに対して二点御意見をいただきました。アイデアとしてはいいんだけど、民間事業者側にいろんな作業とか多くの負担を与えるという懸念もあるので、事業者への配慮ということも考えてほしいといったようなこと、それから、公開プレゼンするという自体、これまでにないことですから、問題がないか懸念があるので検証してほしい、あるいは事業者の声もしっかり聞いてほしいといったご指摘があったところです。

それからその他ということで、鳥取の地元の委員の方々を中心に、鳥取の文化であるとか、鳥取らしさというところは、どうその事業者に提案に表現されているかということも重要じゃないかといったこととか、それから、PFI事業というのは実は規模が大きいこともあって、県外事業者が多くを取ってしまうというのが他県では多くはそういう事例なんですけども、県内産業への貢献への評価といったようなことも、しっかり考える中で、地元企業が参入することで、こんないいアイデアが出たというようなそういう提案が出てくることも評価をすべきじゃないかといったご意見もいただきました。これらの意見をしっかり踏まえたいと思いますし、これはあくまで我々県側の考え方でありまして。これをまたこれから民間の事業者、手を挙げる事業者が多くありますので、そこでのサウンディング、いわゆるコミュニケーションを取ってその意見も踏まえながら、少し必要であれば見直しをしていくといった形で考えたいと思っています。

今後の対応ですが、事業者に公表する実施方針、これは「PFIで事業を進めますよ、についてはこういったような条件でやろうと思っています」ということを表現したものが実施方針になりますし、要求水準書というのを、これはいわゆる仕様書に相当するものです。そういうものを次回、1月末頃を想定している2回目の審査会で御議論いただいた上で、

教育委員会での議論あるいは県議会での議論を踏まえて最終的に今年度中に公表していき
たいと思っておりますし、来年度7月頃をめどに入札公告して、必要な一連の手続きをし
ていきたいと思っております。

それから、美術館フォーラムの開催ということにして、12月15日に倉吉未来中心、
美術館の立つ場所の隣接地ということではありますが、そこでこのようなフォーラムを開催
します。これは中部で結成されています「県立美術館とともに歩む中部地区の集い協議
会」というところと共催する形で、このフォーラムを開催します。この中で基調講演とし
て蓑 豊さんという今兵庫県立美術館の館長ですが、何かと話題に登る金沢21世紀美術
館のオープン時の館長でいらっしゃった方です。いろいろな金沢美術館の仕掛けとい
うのはこの方の発案で動いてきて、オープン当初150万人を集めたといったようなそう
いう美術館です。この方は実は学芸職の方ですが、長い経歴はアメリカでお過ごしであり、
シカゴ美術館の教養部長とかをされて、その後大阪市立美術館の館長、21世紀美術
館の館長をされているといったような方です。通常の日本の学芸員とは全く発想が違い、企
画展をやる場合は、その経費のことから、いろんな企画から、いろんな集客から学芸員
自ら動いてちゃんと集客をすることを前提に企画展を考えるべきといった話をされました。
ちょっとこの方に刺激をもらいたいなということで、今回講師をお願いしました。それか
ら地元の方々に参加していただいてパネルディスカッションも開催しようと考えておりま
す。ぜひ時間があれば皆さん方にも参加いただきたいと思っております。

報告事項キ 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」（案）について

○住友体育保健課長

鳥取県運動部活動の在り方に関する方針の案についてです。最近、少子化の進展だとか、
勝利至上主義による過度な活動だとか、教職員の長時間勤務等、様々な問題が部活動で起
きています。こうした中、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する
総合的なガイドライン」というものを策定し、そのガイドラインの中に、都道府県も部活
動の活動方針を策定することが盛り込まれることになりました。そこで今作業をしてお
りまして、最終案がまとまったところです。方針の概要をご覧くださいますと、下線部分は、
国のガイドラインに則り、鳥取県の運動部活動の実態等を踏まえて鳥取県独自の内容を盛
り込んだところです。適切な運営のための体制整備ということで、県が方針を作りますと、
今度は設置者である市町村教育委員会だとか、学校法人が方針を作ることになりまし
、そして校長も方針を作ることになります。校長先生が方針を作る際には、部活動は生徒の
自主的、自発的な参加により行われることに鑑みて生徒の意見を踏まえるなど、生徒の実
態に応じて作成することが望ましいということも盛り込んでいます。そして最後には部活
動の顧問の先生が、年間だとか毎月、毎週の活動計画等を作っていくことになりまし
ます。校長先生におかれては、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧
問会議等を開催するとともに、部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活
動毎に部活動の運営方針等を保護者に説明することにしております。

合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組みということで、生徒の健康管理だとか、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶、さらには科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切にとるということも規定しています。適切な休養日等の設定ということで、中学校については、週2日以上部活動休養日を設定するという、平日は少なくとも1日以上、土・日もどちらか1日以上部活動の休養日をとることとしておりますし、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度としています。

高校については、休養日は週1日ということで、土・日のいずれかの1日を休養日に設定するとし、活動時間についても、中学よりは1時間延ばして、平日は3時間、土・日は4時間としています。

ただ、これらの休養日や活動時間は遵守すべき基準ということですので、管理職か部活の顧問の先生は、生徒の体調管理を最優先に考えて、場合によっては活動時間を短縮したり、休養日も更にとるということも求めています。

また、管理職は部活の顧問が、部活動と部活動以外の業務を含めて、時間外勤務が過度にならないよう適切な措置を取ることとしておりますし、この間、熱中症防止についても定めております。

続いて、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備ということで、複数校の生徒が拠点校に集まって合同部活動を行うことだとか、あとは地域のスポーツ団体との連携についても推進することとしていますし、そもそも部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに鑑みて、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにします。

また、学校単位で参加する大会等の見直しということで、県中体連、県高体連、高野連及び学校設置者は、学校が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めることとしています。そして、各学校の運動部が参加する大会数の上限は以下を目安とするということで、各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとしております。

今後の予定ですが、これは私学も対象としておりますので、知事部局で決裁を取って、その後、教育長決裁を取った上で施行ということになります。今月中に施行することによって進めていますので、12月から翌年3月までは、それぞれ市町村だとか学校設置者の方針が定められ、校長先生も活動の方針を設定されますので、4月に入りますと、運動部顧問は、4月中に年間の活動計画を作成することになります。

○山本教育長

それでは、これまでの説明について、ご質問等があればお願いします。

○坂本委員

報告事項 エのことで、言葉が分からないのがあったので。「ハプログループ」という言葉を教えていただきたいです。

○中原文化財課長

私も十分説明できるかどうかわかりませんが、DNAという、いわゆる染色体の中で、段々それがアフリカから出発して、ちょっとずつ変異が起こってきます。その変異のあるグループのことを「ハプログループ」といいまして、先程の図ですと、これは東アジアだけですけれども、それがアフリカからだんだん枝分かれしていき、世界で、いろんなグループがあると。変化していく中の特徴のあるグループということになるのかなと思います。

○坂本委員

染色体の専門用語という感じでよいですか。ありがとうございます。

○山本教育長

裏にちょっと説明書きがあります。同じハプログループに属する人たちは、何万年か遡ると、同じ人に行きつくということですね。それが最終的には、アフリカのある一人の女性につながるという。

○坂本委員

ありがとうございます。もう一つですが、弥生の青谷上寺地遺跡にいろいろ展示される計画もありますが、妻木晩田と青谷で、実は智頭に1万年近く前から人間が住んでいたと言われていたり、縄文土器が発掘されていますけど、それとのつながりといいますか、縄文時代はあまり触れられないのでしょうか。クローズアップされないのでしょうか。

○中原文化財課長

今回の青谷の中では、先程申しあげた元々日本列島には、ハプログループが二つ特徴的なものがあって、そこに渡来人が入ってきて混血することで、新しいタイプが混ざってくることになるんですけども、今回の結果では基本的にそういう縄文人のハプログループは無かった。たぶん、智頭にある智頭枕田遺跡の縄文人からDNAが取れば、その二つの方のどちらか、たぶん父の方のM7aというのが出てくるんだろうと思いますけれども、そういう人たちが若干はいるんですけども、今回分析したデータは、ほとんどが渡来人ということで、まだ混血が進んでいない段階。弥生時代の後期という段階ですから、本当はもっと混血が進んで混ざり合っているべきだと予想していたんですが、意外に全然混ざっていないというので、この人たちはどうも今回分析した人たちに限っていうと、この時に渡来してきた新たな、何回にも渡って渡来人が来ていると思うんですけども、その中の弥生時代の後期になってから渡来してきた人たちということになるんだなという感じです。

○坂本委員

鳥取の中で妻木晩田と青谷上寺地とが2大遺跡ということをよく聞くんですけど、それにその縄文の部分はどういうふうに関わっていくのかなど。もっと1万年も前におられたというそういう世界があるのが、どこかでクローズアップされないかなと思っています。

○中原文化財課長

縄文人でいうと、智頭もそうですけど、比較的山間部で活動していたというイメージがある一方で、海側でも非常に活動している痕跡はありまして、例えば淀江であれば妻木晩田遺跡があるんですけど、平野の中には縄文時代の遺跡もたくさんあって、縄文人が活動したことも分かっているんですけど、それと入ってきた弥生人との関係はわからない。そういう分析ができないので分からない。直接は段々混血していく中で混ざり合っただけ今の現代の日本人があると思うんですけども、そういうところはまだよく分からない。ただ今回ミトコンドリアDNAという細胞の細胞質という外側の方、母親から受け継ぐ遺伝子ですので、真ん中の核のDNAという父方の分析も出てきますので、それによっては若干違った結果というのでも出てくる可能性はあります。ただ極端な結果が出たなという感じです。

○坂本委員

染色体ではつながっているということで。

○鱸委員

私は感想になってしまいますが、青谷上寺地遺跡ですけれども、結論からすると、いろんな人が集まってきた都市型の町であったということですが、現在の青谷という地形からは、そんなに人が集まるような土地だったのかなと疑問でした。その人たちが渡ってきた港とか、地形に特徴があるとかいうそんな町じゃないと思っていました。青谷湾の推定範囲とか、海の方に向かって地形の広がりなどこれまでの疑問が晴れた感じがします。このたび調査成果の中で、集落への入口のところに 昔からいろんな工事がなされてきたというところは興味を持って聞かせていただきました、そういうところを物語にし、ナラティブな表現とすれば非常に魅力的だなと思いました。

○中原文化財課長

青谷上寺地遺跡の出土品の中に、外の大陸やら北陸等からのいろんな物が入ってきていることは見えてきたわけです。今回の調査結果で、物だけが動いてきたんじゃなくて、人も動いてきたということが見えてきたと。恐らく大きな要素になるのは海ということかと海上交通による交易ということが見えてきて、そこに物語性・ストーリーが出来そうだとすることができています。

○鱸委員

今回確認した遺構群について、港湾施設の一部である可能性もある、ということが、素晴らしい、すごくメルヘンチックな良い表現だなと思います。このところをもっとイメージするような表現になれば、いい遺跡になるなと思います。

○坂本委員

「隠岐の島を越えて、潮の流れであそこに導かれた」というような話を聞いたことがあります。

○山本教育長

そのほかでは、いかがですか。

○中島委員

この麒麟獅子舞の報告は素晴らしいと思うんですけど、郷土芸能部というのは、今県内の高校にいくつぐらいあるんですか。

○中原文化財課長

東・中・西部にそれぞれあります。西部は、日野高と米子白鳳高校があります。

○中島委員

昔から比べると減ってきているんですか。

○徳田高等学校課長

高校再編を行った平成15年以降は数としては変わっていません。活動生徒数が多少減ってきている部分はありますけれども、部自体に変化はありません。

○中島委員

ただ振付を覚えるだけということになると、そんなにたくさんやることはないのかもしれないけれど、学びも含めて、いろんなことに興味持ってやっていると、結構あたり、あるいはどうやったら人に広められるかとかということを考えていくと、それこそ思考力・表現力を養うことになるんだと思います。ただ、長期的に長い目で見た場合、郷土芸能というのは基本的には消えていくんだろうなということだと思えますよね。そうすると、県内の高校において、こういう部活動にまでしなくていいのかもしれないんですけど、部活動みたいな形で残していくみたいなの、あるいはこういうリテラシーみたいなこともより広めていくみたいなのことは、ちょっと意識してやっていった方がいいのかなあと思うんですけども。

○田中理事監兼博物館長

日野高校の郷土芸能部にいた子たちが、西部を中心に自ら団体を作って、ちょっと旅館に行って活動したりしている子たちがいますね。次の世代につながる活動を高校生たちもしています。

○中島委員

放っておくと地味な印象ですけど、意外とそういう社会的なつながりとかを考えていくと、現代っぽい切り口もいくらでもあるんじゃないかな。何かそこら辺をこちらの方から提案して、子どもたちが「ああそうか」と思うような種蒔きをちょっと考えていただけると、大事なことなんじゃないかなと。

○山本教育長

今、ふるさと教育のところをもう1回体系づけて、しっかり整理していこうという取組みをしていますので、その中にも郷土芸能を位置付けていく取組みも。

○中島委員

少し踊れるとか、少し話せるとか、そういった経験があるってことは、グローバル化が期待される中で、良いんですよ。進学校の子なんかも、やったらいいですよ。民謡を一つ唄えるとかでも全然違うんですよ。

○山本教育長

他に、いかがでしょうか。

○中島委員

報告事項カの主な意見等のところで、ちょっと幾つか気になったところがあったんですけど、・の2番目で「美術館が人気を獲得する上で大切なのはあくまで収蔵品であり、建築は収蔵品とバランスを取る必要がある。従って、収蔵品、展示内容、展示方法の方向性が提案前に事業者にも明らかにされている方が、結果として質の高い設計が生まれやすいと考える。」これ、そのとおりでなと思うんですけど、現時点で、例えば幾つか、こんな展示をやりたい、みたいなことを話すことができるんですかね。

○田中理事監兼博物館長

それは「できる」というか、事業者にも少し示してあります。実はインフォメーションパッケージで、うちの館はどういう作品を収蔵していて、これまでどういう企画展を開催し、こういう収集方針というのは、事業者との対話として資料として示しています。先ほどの話は堀越さんという建築家の方が言われたことで、美術館へのアプローチとして、一般的にこういうことが財産だよ、ということと言われたんですけども、もちろん示した上で、更に民間事業者側から「じゃあこんなことはどうか、こんなことは」ということで食いついてきてもらいながら、やり取りしてやっていくと、その辺の質の高さというのが段々上がっていくんじゃないかなというふうに思いながら聞かせてもらいました。

○中島委員

ある程度、オールラウンドな施設にはしなきゃいけないと思うんですけど、でも「こういうところに力を入れたい」みたいなことも、ある程度あると「こういうものも入れよう」とか、逆に「これは削っちゃおう」とか、もしかしたらあるのかなと。

それから、官民連携のところで「PFI 事業者が、ポップカルチャーに係る展覧会を実施するように見受けられるが…」というのは、鳥取県の話じゃないですよ。

○田中理事監兼博物館長

いや、実は鳥取県のことです。県の学芸員や県側と、あるいは民間側も業務の役割分担を表として作ってあります。その中に、多くは県の学芸員が展覧会の企画の初動はやるんですが、その後いかに集客するかも含めて、民間側と議論してより高めていくんですが、民間側からポップカルチャー辺りの企画展で逆に提案をしてもらいたいという趣旨も含めて、民間の方からの役割も表現してある部分があって、ちょっとそこを捉えてこのような発言があります。その辺でやはり県立美術館であるからには、企画展は県の学芸員の責任でやるものであって、何でもかんでも民間任せじゃいけないよといったような趣旨で、こういった発言をいただいたのかなと理解しています。正直、今の博物館職員に、ポップカルチャーのことが十分分かる学芸員はいないので、少し民間側の提案をと思いましたがけれども、当然各自治体の美術館も多くサブカルチャーの企画展をやりますし、今はサブカルチャーとか現代美術は全くアヴァンギャルドではなくて、ごくごく当たり前の美術の一分野でということで、学芸員もその辺りに取り組んでいくべきだと、その辺うまく融合していきながらやっていきたいと思います。本県がマンガ王国というのを標榜して、今の博物館が所管しているわけではないんですが、そういうところで展示会や展覧会もしていますし、そこをもう一步深めていくような美術展示をして、拠点の一つとしてサブカルチャーに対する一定の役割は果たしていくべきだと、それは基本構想、基本計画にも書いてきたところですから、それを実現させる方法としてということも含んでの議論です。

○中島委員

なんとなくこれを読んで思ったのが、新聞社が広く主催するような割と万人受けするような、例えば漫画なんかをテーマにしたようなとかいうような展覧会を主催事業として行うみたいな感じになると、ちょっと浅薄な感じになるなという感じを持ったものですから。民間にアウトソーシングしていくと、ちょっとその辺り危惧したものですから。

○田中理事監兼博物館長

比重はどうか分かりませんが、県の学芸員も関わっていくことですから、戦略として官民で考えていくとしています。少し話は飛ぶんですが、実は谷口ジローさんと一緒に本を書いた方やフランス人通訳者とのちょっとしたフォーラムがあったんですが、ルーヴル美術館が初めてサブカルチャーを認めたのが谷口ジローだったとか、マンガやアニメやサブカルチャーとかいったものを積極的に評価をして取り組んでいくべきだと。特にう

ちの県であれば、とも思っていますので。ですから、その辺りにも軸足も持っておきたいなど。

○中島委員

ポップカルチャーだから、アウトソーシングという流れは避けなければいけないということですね。分かりました。

○鱸委員

ポップカルチャーは決して品格を落とすものではないと思います。僕はエヴァンゲリオン展を島根県立美術館でじっくり見たときに、素晴らしい芸術仕法というか、表現の方法なんかがきちっと説明されて、子どもが見たとき「わ！こんなに苦労してるんだ」とか、「こんなアプローチでやって、こんな画像になってるんだ」とか、そういうことは世代を越えて感ずるものは非常に強いので、もう少し提示の仕方に問題もあるのかなという気がします。ポップカルチャーの内容で作られたそれぞれの作者の発想とかをもっと見せたいという情熱的なものを、どういう技術を使って完成させるのかというその辺のストーリーは、子どもたちにとってすごい魅力的だと思います。ただ、偏りがあるのは良くない。目的をきちんと押さえておけば分かっていただけじゃないかなとおもいます。

○田中理事監兼博物館長

島根県のエヴァンゲリオン展ですが、島根県にポップカルチャーを担当した学芸員はいません。けれども、民間側の提案を受けて、島根県の学芸員も一緒になって企画を考えて行く中であるような組み立てにしたと聞いていますので、可能性としてはあるのかなと。先程言いました蓑館長は実は兵庫県立美術館で、貸館的だからちょっと違うようなんですけども、実はジブリの大博覧会をやったりもして非常に多くのお客さんを集めました。やはり今の美術館であれば、むしろ積極的に取り組んでいくべきことじゃないかという感覚をお持ちのようでしたので、取り組んでいく方向かと。

○中島委員

事業者選定プロセスの中で、「PFI 手法において公開プレゼンを実施することに問題がないか懸念」というのは、どういう懸念ですか。

○田中理事監兼博物館長

問題というよりは、最初の・とも重なる部分ですけども、公開プレゼンで、外観とか、ハザードとかおおまかなレイアウトを示したりとか、こんな運営の工夫をしますとか、そういうのはある意味、各事業者の外部には出たくないネタの部分で、それが今回はそのプレゼンを他社も聞いてもいいということを想定しています。アイデアを盗まれてしまうという危険性もあるということで、良識のある事業者であれば、あからさまにアイデアを明かすようなことはしないでしょうけども、微妙なところではそういうアイデアの取り合いになったりしますので、その辺への配慮といったようなことで、そのことをおっしゃっ

ておられます。それは事業者に変な負担をかけることなので、事業者の声を聞いてやってほしいということではなされました。これまでの日本の地方自治法の中で制約のある部分もどうしてもあるので、法律との整合性の部分も見えておかないと行けないところもあります。

○若原委員

業者選定に当たって、仕様書に当たるのがこの要求水準書ですか。これはこれから作られるんですか。

○田中理事監兼博物館長

今事務的にはかなり詰めてきていますけれども、基本的にはまだまだ、PFIでやりますよという大きな方針と、それからその下にセットで要求水準書を示しますので、それを今年度末には案という形で示して、そこもずっと民間との対話で、民間は「こんなことを示されてもできないよ」とならないように、齟齬がないように摺り合わせながら詰めていきます。要求水準書の考え方は、官民の業務分担、民間側の分担部分で「こんなことをやってほしい。こういうことはできるだけクリアしておいてほしい」といった最低限の水準を示すものです。

○若原委員

その水準書を、この委員会や審査会で最終的に決めると。

○田中理事監兼博物館長

はい。

○若原委員

公募型ですけど、だいたいどれぐらいの応募がありそうなんですか。

○田中理事監兼博物館長

PFIで100億円前後の大きな事業ですから、WTO案件ということで、約23億円を超える事業として海外からの参入も認めなければいけない。要するに鳥取県の企業だけでやるということではできないという制約があります。いわゆるゼネコンというところが関心を持っており、そこが設計会社や運営会社を巻き込んで、特定目的会社を出資して設立して向かってこられる見込みで、他に金融系のところもあります。5社程度に意向があるといったようなところです。

○山本教育長

そのほか、いかがですか。報告事項キについてはいかがですか。

○鱸委員

いわゆるガイドラインに沿って、基本的には学校がどういう具体的な1年間の計画を立てるかということで、顧問とかPTAにも確認しながらやろうとするんでしょうけれども、なかなか難しいのが、例えばシーズンオフとシーズン中とのメリハリをつける、学校単位の1年間の予定は分かるけれども、いろんな民間とか大会を主催するいろんなところがたくさんあるようなところで、果たして年間の子どもの体を考えたきちっとしたプログラムが妥当であるかどうかの評価というのは、今後問題になってくるのかなとおもいます。前回の会でも申しましたけれど、計画を作ってもコンプライアンスの問題、実際に守れるかどうかという、そういう問題があるだと思います。実際にガイドラインに沿って具体的に学校におりてきたときに、その辺はどういうふう考えたらいいでしょうかね。子どもの体を守るという観点から考える必要があります。

○住友体育保健課長

言われたように長期休業中にオフシーズンを設けるといことも規定していますし、大会や試合の全体像を一先ず把握して、必要に応じて統廃合も必要だとは思っていますが、おっしゃるように部活じゃない活動を生徒が独自にやっているというところには、なかなか踏み込めないところがあるかと。ただ、顧問の先生方には子どもの状況をしっかり見ていただいて、無理をさせないようにするしかないのかなという、大雑把ではありますけれども、そういう気持ちではいます。

○鱸委員

スポーツの捉え方の風土が外国と日本は違います。例えばスマートベースボールという考えで、ピッチャーの球数を規制するアメリカの基本的な取り決めがあります。大リーグがそういう発育段階でのところで守るべきという球数を規制しているといったところは、恐らくアメリカの中で野球をやるという親や地域とか、野球選手のお父さんについていく子どもとかいう文化があるんだろうと思いますね。日本の場合はお任せのケースが多い。そういうスタイルだから、せつかくこういうガイドラインを作られたんですから、その中で、もう少し実際の学校が鳥取県としてどういう具体的なアプローチをしていくのかというような見本のような形の指導もあってもいいのかなと思うんです。これは言葉で言えば簡単に言えるけど、すごく難しい問題だろうと思うんです。まずは親の教育が必要だとおもいます。そういうところも含めて現実のガイドラインに沿った成果が出るような形を是非、県の方針として、形としてなんかあったらいいなというような気持ちでおります。

現場では怪我人がすごく多いので、その原因の中に、学校の練習後さらに岡山などまで連れて行ったり、それから地域の野球の中で学校のクラブが終わった後またやっている。そういう問題が非常に多いので、その辺のところ見通しを持って、今回のガイドラインに沿った、そういう計画を立てるときには何年かの見通しを持ったイメージをしっかりとっておく必要があるのかなというように思いますので。ぜひ、形だけじゃなくて、そういう子どもの健康というか、そういうところも見通した考え方でやってほしい。

○足羽教育次長

作ることが目的ではありませんので、いかにこれを浸透しながら、おっしゃるような子どもたちの健やかな成長につながるような、いい意味でのスポーツであるような形、そういう意味では、これを施行した後、じゃあ実際がどうなのかということもまたしっかり把握しながら、じゃあどうしていくかということ課題が見えてくるんじゃないかと思います。協議会でも、そういう話が出ていますので「作ったのでおしまいです」では決してなく、作ったことがどう子どもたちにうまくプラスにつながったかということを考えていきたいと思います。

部活動ですけど、今おっしゃったことは、スポーツ少年団で保護者の過熱ぎみな部分と、子どもの数が減るとどうしても試合をすれば勝ちたい。勝ちたいから一人の子に負担をかけてしまつてというのがスポーツ少年団。その子たちが中学校に来て部活をやる。やっぱりスポーツ少年団の部分にも、こうしたら中止ですということを伝えていくことが必要だなと思つているところです。

それからもう一つは、実効性を高めるためには連盟とか協会ですね。協議会の中にも入っていただいていますけど、策定した後にはここにもしっかりと説明をすること。既に高校野球連盟はこの趣旨に賛同して連盟として全校に通知して了解していただいている、そういう流れもありますので、そういう団体にもしっかりと働きかけをして遵守の方向でいきたいと思つています。

○中島委員

これはひな形のようなものは作るんですか。各学校における。ああこれですか。こういうものにのつとつて。

○足場教育次長

学校のは少しシンプルなものです。

○佐伯委員

検証ではないけれど、スタートしたときに、中間ぐらいで、実施状況とか聴取する機会を設けますか？

○足羽教育次長

したほうがいいなど。既に学校の中には以前に出した通知に沿つてやっているところもあります。ただ、一部が加熱してしまうという。

○佐伯委員

一部過熱するというか、指導者の方も思いが高まつていて、行き過ぎにならないようにというところで、校内でそれをずっと見ていくのか、あるいは連盟とかで気づきがあるのか、なにかみんなと同じように進んでいったらいいですね。

○山本教育長

よろしいですか。それでは残りの報告事項については、時間の都合により説明を省略することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、以上で報告事項は終わりました。その他、各委員さんから何かございましたら、発言をお願いします。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

6 閉 会

○山本教育長

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は12月20日（木）午前10時から定例教育委員会を開催したいと思います。いかがでしょうか。

それでは、以上で、本日の日程を終了します。